

第107期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

個 別 注 記 表

連 結 注 記 表

(平成24年 4 月 1 日から
平成25年 3 月31日まで)

「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.shizuokabank.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

株式会社 静岡銀行

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～38年

その他 2年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産（建物を除く）については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「金融商品等差入担保金」および「その他負債」の「その他の負債」に含めていた「金融商品等受入担保金」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第11号平成25年3月28日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度において「その他の資産」に含めていた「金融商品等差入担保金」は18,612百万円、「その他の負債」に含めていた「金融商品等受入担保金」は6,185百万円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 14,912百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,190百万円、延滞債権額は178,450百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,865百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,093百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は203,599百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は33,486百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	241百万円
有価証券	850,141百万円
担保資産に対応する債務	
預金	47,425百万円
債券貸借取引受入担保金	389,633百万円
借用金	46,980百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券209,649百万円及び預け金188百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金2,142百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,618,138百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,556,417百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 87,069百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,179百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、24,046百万円であります。
12. 監査役との間の取引による監査役に対する金銭債権総額 73百万円
13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- | | | |
|--------------------|--------|----------|
| (1) 取得原価相当額 | 有形固定資産 | 7,380百万円 |
| (2) 減価償却累計額相当額 | 有形固定資産 | 6,806百万円 |
| (3) 期末残高相当額 | 有形固定資産 | 573百万円 |
| (4) 未経過リース料期末残高相当額 | 1年内 | 282百万円 |
| | 1年超 | 191百万円 |
| | 合 計 | 474百万円 |
- (5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- | | | |
|--|----------|----------|
| | 支払リース料 | 1,593百万円 |
| | 減価償却費相当額 | 1,405百万円 |
| | 支払利息相当額 | 87百万円 |
- (6) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。
- (7) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
14. 関係会社に対する金銭債権総額 56,600百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 35,607百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	439百万円
役務取引等に係る収益総額	1,078百万円
特定取引に係る収益総額	23百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	170百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	104百万円
役務取引等に係る費用総額	638百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	10,198百万円
関係会社とのその他の取引	
資産の購入額等	76,702百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子法人等	静銀信用保証株式会社	所有 直接 8.02% 間接 91.98%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	840,330	—	—
				保証の履行による 当行ローンの回収	337	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

静銀信用保証株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、同社に対して各種ローン債務者が直接支払っているほか、当行が受領後に572百万円を支払っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	齋藤安彦	被所有 直接 0.00%	当行監査役 当行顧問弁護士	弁護士報酬	25	—	—
				資金の貸付	(平均残高) 75	貸出金	73
役員の 近親者	後藤 強	被所有 直接 0.00%	—	資金の貸付	(平均残高) 184	貸出金	175
役員の 近親者	水口洋子	被所有 直接 0.00%	—	資金の貸付	(平均残高) 9	貸出金	8
役員の 近親者	水口健司	被所有 直接 0.00%	—	資金の貸付	(平均残高) 42	貸出金	41
役員の 近親者	飯尾万喜三	—	—	資金の貸付	(平均残高) 289	貸出金	288

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸出金取引については、一般の取引と同様な条件で行っております。
- 弁護士報酬については、一般の取引と同様な条件で行っております。取引金額には消費税等は含まれておりません。
- 飯尾万喜三氏については、関連する役員が平成24年6月22日に退任しておりますので、期末残高に代えて退任月の月末残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	29,299	10,040	22,723	16,616	(注) 1、2
合計	29,299	10,040	22,723	16,616	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10,040千株は、市場買付10,000千株及び単元未満株式の買取請求40千株による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少22,723千株は、自己株式の消却20,000千株、株式交換による減少2,648千株、ストック・オプションの権利行使による減少72千株及び単元未満株式の買増請求2千株による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」「その他の特定取引資産」及び「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成25年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	25

2. 満期保有目的の債券（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	社債	2,927	2,919	△8
	小計	2,927	2,919	△8
合計		2,927	2,919	△8

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	14,850
関連法人等株式	62
合計	14,912

これらはすべて非上場株式であります。

4. その他有価証券（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	222,263	98,232	124,030
	債券	1,544,719	1,510,807	33,911
	国債	1,211,065	1,183,185	27,880
	地方債	42,653	42,163	490
	社債	291,000	285,458	5,541
	その他	509,063	484,154	24,908
	うち外国債券	447,339	431,609	15,729
	小計	2,276,046	2,093,195	182,851
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	8,203	9,370	△1,166
	債券	123,888	124,018	△130
	国債	104,770	104,880	△110
	地方債	—	—	—
	社債	19,118	19,138	△19
	その他	100,159	101,254	△1,095
	うち外国債券	94,412	95,482	△1,069
	小計	232,251	234,643	△2,391
合計		2,508,297	2,327,838	180,459

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	5,491
その他	5,049
合計	10,540

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	4,139	442	159
債券	876,527	7,440	457
国債	809,208	7,053	449
地方債	33,809	13	3
社債	33,509	373	4
その他	341,806	5,797	2,626
うち外国債券	327,782	5,023	2,274
合計	1,222,473	13,679	3,243

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式644百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成25年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの （百万円）	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの （百万円）
満期保有目的の金 銭の信託	2,600	2,600	0	0	—

（注）1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成25年3月31日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	20,514百万円
退職給付引当金	10,507
有価証券償却	4,659
その他	8,217
繰延税金資産小計	<u>43,899</u>
評価性引当額	<u>△5,301</u>
繰延税金資産合計	38,598
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△61,824
退職給付信託設定益	△6,066
その他	△1,858
繰延税金負債合計	<u>△69,750</u>
繰延税金負債の純額	<u>△31,152百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,204円31銭
1株当たりの当期純利益金額	62円79銭

(ストック・オプション等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

(企業結合等関係)

連結計算書類における注記事項に記載しております。

(重要な後発事象)

1. 2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

平成25年4月9日開催の取締役会において2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成25年4月25日に払込が完了しております。その概要は次のとおりであります。

- (1) 社債の名称
株式会社静岡銀行2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
- (2) 発行価額(払込金額)
本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額100,000米ドル)
- (3) 発行価格(募集価格)
本社債の額面金額の102.5%
- (4) 発行価額の総額(払込金額の総額)
5億米ドル
- (5) 社債の利率
本社債には利息は付さない。
- (6) 担保・保証の有無
本社債は、担保又は保証を付さない。
- (7) 社債の払込期日及び発行日
平成25年4月25日
- (8) 償還期限等
平成30年4月25日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。その他、発行要項に一定の場合に繰上償還及び買入消却の定めがある。
- (9) 新株予約権に関する事項
 - ① 新株予約権の総数
5,000個
 - ② 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記⑥記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - ③ 新株予約権の割当日
平成25年4月25日
 - ④ 新株予約権の行使期間
平成25年5月10日から平成30年4月11日まで(行使請求受付場所現地時間)
 - ⑤ 新株予約権の行使に際して払い込むべき額
各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - ⑥ 転換価額
13.46米ドル (当初)

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
 発行要項に一定の定めがある。
- ⑨ 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (10) 調達資金の使途
 本新株予約権付社債の発行による手取金は、米ドル建の貸出金に平成25年度中に充当する予定である。
- (11) 上場金融商品取引所
 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

2. 自己株式の取得

平成25年4月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について次のとおり決議いたしました。

- (1) 取得対象株式の種類 当行普通株式
 (2) 取得する株式の総数 20,000,000株（上限）
 (3) 株式の取得価額の総額 26,000百万円（上限）
 (4) 取得期間 平成25年4月10日から平成25年6月21日まで

(ご参考)

信託財産残高表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	19	金 銭 信 託	325
現 金 預 け 金	305		
合 計	325	合 計	325

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産 5百万円
 3. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

連結注記表

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 11社

会社名 静銀経営コンサルティング株式会社
静銀リース株式会社
静岡コンピューターサービス株式会社
静銀信用保証株式会社
静銀ディーシーカード株式会社
静岡キャピタル株式会社
静銀ティーエム証券株式会社
静銀総合サービス株式会社
静銀モーゲージサービス株式会社
静銀ビジネスクリエイト株式会社
欧州静岡銀行 (Shizuoka Bank(Europe)S.A.)

(2) 非連結の子会社及び子法人等 12社

主要な会社名 静岡中小企業支援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

会社名 静銀セゾンカード株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 12社

主要な会社名 静岡中小企業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

(注) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～38年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行及び国内の連結される子会社及び子法人等は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産（当行の建物を除く）については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権（正常先債権・要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券またはデリバティブ取引等の事故による損失に備えるため、国内の連結される子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は6,418百万円、延滞債権額は179,490百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,865百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,102百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は204,876百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,486百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	241百万円
有価証券	863,976百万円
リース債権及びリース投資資産	150百万円
担保資産に対応する債務	
預金	47,425百万円
債券貸借取引受入担保金	403,205百万円
借入金	46,980百万円
その他負債	169百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券209,649百万円及び預け金188百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金2,174百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,605,402百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,542,494百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 110,899百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,184百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、24,046百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	685,129	—	20,000	665,129	(注) 1
合計	685,129	—	20,000	665,129	
自己株式					
普通株式	29,299	10,040	22,723	16,616	(注) 2、3
合計	29,299	10,040	22,723	16,616	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式総数の減少20,000千株は、自己株式の消却によるものであります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加10,040千株は、市場買付10,000千株及び単元未満株式の買取請求40千株による増加であります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少22,723千株は、自己株式の消却20,000千株、株式交換による減少2,648千株、ストック・オプションの権利行使による減少72千株及び単元未満株式の買増請求2千株による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度		
				増加	減少	
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			337
	合計		—			337

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通 株式	4,590百万円	7円	平成24年3月31日	平成24年6月25日
平成24年11月12日 取締役会	普通 株式	4,539百万円	7円	平成24年9月30日	平成24年12月10日
合計		9,130百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成25年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 5,188百万円
 ②1株当たり配当額 8円
 ③基準日 平成25年3月31日
 ④効力発生日 平成25年6月24日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

静岡銀行グループは静岡県を主要な営業基盤として銀行業務を中心にリース業務、経営コンサルティング業務などの総合金融サービスを提供しております。

静岡銀行グループの中核となる静岡銀行では、お客さまの資金運用ニーズにおこたえするため、円貨預金に加え、外貨預金、国債、投資信託、個人年金保険などの金融商品を幅広く提供しているほか、個人向けローンや中小企業向けの貸出業務を通じ、地域のお客さまへの安定的な資金供給に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

静岡銀行グループが保有する金融資産は、主として国内のお客さまに対する貸出金や、債券、株式などの有価証券で構成されております。

貸出金は主として貸出先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、貸出金の約7割は静岡県内のお客さま向けとなっており、地域経済環境の変化や東海地震などにより、信用リスクが集中して発生する可能性を有しております。

有価証券については安全性や流動性を重視した運用方針のもと、債券、株式、投資信託などを保有しております。これらは発行体の信用状態や金利の変動による市場価格の変動リスクに晒されております。株式などの保有有価証券の価格が下落した場合には減損または評価損の発生により、静岡銀行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融負債は、主として国内のお客さまからの預金や、短期金融市場からの調達により構成されております。これらの負債は、静岡銀行の格付が低下するなど信用が低下した場合や市場環境の悪化などにより、資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。

デリバティブ取引は、お客さまの為替や金利に係るリスクヘッジに対応するため、また、静岡銀行グループの市場リスクの適切な管理を目的とし、資産・負債の総合管理（ALM）及び個別取引のヘッジに活用しております。さらに、短期的な売買を行うトレーディング取引を行っております。

デリバティブ取引の主な種類としては、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引などがあり、金利・為替などの市場の変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティリスク）を有しております。また、金融資産、金融負債の間には、金利や期間のミスマッチによる金利変動リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理体制

静岡銀行グループでは、リスク管理の基本方針などを定めた「リスク管理基本規程」のもと、リスクの定義、リスク管理を行うための組織体制、リスク管理の具体的な手続きなど、基本的枠組みを定め管理しております。

また、収益の向上及び健全性の維持のバランスを確保するため、リスク資本配賦による管理体制を統合的リスク管理の中心として導入しております。

「リスク資本配賦」とは、リスク限度を経営体力の中で許容できる範囲内に設定することで過大なリスクテイクを行わない仕組みであり、中核的な自己資本を配賦原資として各業務執行部署に配賦し、仮に市場リスクや信用リスクなどが顕在化した場合でも、損失が自己資本の範囲内に収まるようにコントロールしております。

② 信用リスク管理体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの回収が困難になることで損失を被るリスクをいいます。

貸出資産などの健全性を確保するため、リスク統括部信用リスクグループを信用リスク管理部署として国内外の信用リスク全般の管理を行っております。特に信用リスク管理の根幹を成す「債務者格付制度」を含む内部格付制度については、審査部格付審査グループが「運用」、与信部門（審査部）から機能的に独立した信用リスクグループが制度の「設計」と「運用の監視」、リスク統括部リスク統括グループが制度の適切性の「検証」を行うこととし、これらの3部署による相互牽制により内部格付制度が適正に機能する体制を構築しております。

さらに、信用リスク管理がルールに則って適正に行われているかを、自己査定実施プロセスの検証などを通じて、監査部資産監査グループが監査する体制としております。

また、信用リスクグループは、銀行全体の与信ポートフォリオに内在する信用リスクの状況を統計的手法により計量化し、将来発生する可能性のあるリスク量を把握するほか、大口与信先や特定の業種への与信集中の状況などをモニタリングし、過大な信用リスクが発生しないようにコントロールを行っております。

信用リスクの管理状況については、下記に記載する市場リスクの管理状況、流動性リスクの管理状況と合わせて、頭取を議長とする月次の「統合リスク・予算管理会議」などを通じて経営に報告する体制となっております。

③ 市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

市場性取引に対してリスク資本配賦額のほか、投資有価証券の評価損益最下限及び取引または商品毎のリスク特性に応じたポジション限度額や損失限度額等の各種限度の設定により市場リスク量を一定の範囲内にコントロールしております。

預金・貸出金、投資有価証券を中心としたバンキング勘定の取引については、市場リスク量が一定範囲に収まるようALMヘッジ基準を定めており、経営企画部ALMグループは金利リスクの状況や金利見通しに基づくALMヘッジの取組方針について、「統合リスク・予算管理会議」において審議する体制としております。

市場部門の組織は取引執行部署と事務管理部門とを厳格に分離するとともに、独立したリスク管理部門を設置し相互牽制体制を確立しております。また、この3部門の牽制体制の有効性を被監査部門から独立した監査部が検証を行っております。

④ 流動性リスク管理体制

流動性リスクには、市場環境の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなるリスクや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、債券などの金融商品の売買において市場の混乱などにより取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

円貨、外貨それぞれの資金繰り管理部門の設置、及び資金繰り管理部門から独立した流動性リスク管理部門を設置することで相互牽制を図る体制を整備しております。資金繰り管理部門の1つである資金証券部資金為替グループにおいては、市場調達額が過大とならないように資金調達可能額の範囲内にコントロールしているほか、市場環境に留意し安定的な資金繰りに努めております。また、流動性リスク管理部門であるリスク統括グループでは、資金化可能な高流動性資産の保有状況を含めた資産負債構造の安定性評価や資金繰りポジションの状況のほか、資金繰り管理部門の管理状況などをモニタリングしております。

また、不測の事態への対応として、非常時の資金繰り管理を「第1フェーズ（予防的段階）」、「第2フェーズ（要注意段階）」、「第3フェーズ（流動性懸念段階）」及び「第4フェーズ（流動性枯渇段階）」の4区分に設定し、各フェーズにおける権限者、対応策をあらかじめ定め、速やかに対処できる体制を整備しております。

市場流動性リスクについては、流動性リスク管理部門が高流動性資産の保有状況を適時モニタリングしているほか、フロントオフィスにおいては流動性を考慮した上での運用資産の選定や、銘柄・期間別の限度枠設定などにより対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	423,555	423,555	—
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	12,802	12,802	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	9,478	9,735	257
其他有価証券	2,537,632	2,537,632	—
(4) 貸出金 貸倒引当金 (* 1)	6,969,330 △61,837	—	—
	6,907,492	6,960,601	53,108
資産計	9,890,962	9,944,327	53,365
(1) 預金	7,938,130	7,939,675	1,544
(2) 譲渡性預金	474,126	474,129	2
(3) コールマネー及び売渡手形	327,007	327,007	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	403,205	403,205	—
(5) 借入金	57,480	57,512	31
負債計	9,199,950	9,201,529	1,578
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	226	226	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,768)	(3,768)	—
デリバティブ取引計	(3,542)	(3,542)	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産 (*3)

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、すべて約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、受取保証料を反映させるなど所定の調整を行ったうえで下記（4）貸出金の算定方法に準じて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類、内部格付、担保・保証の状況、期間に基づく区分ごとに元利金の将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行なった場合に想定される利率、または市場金利等に内部格付に応じた信用コスト率、経費率を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債（*3）

（1）預金、及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）コールマネー及び売渡手形、及び（4）債券貸借取引受入担保金

すべて約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（5）借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、商品関連取引（商品スワップ）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(*3) 金利スワップの特例処理を適用したヘッジ対象取引は、当該金利スワップと一体の取引として扱っております。また、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定するものについて、算定日における経過勘定（未払利息・未収利息等）を勘案後の時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*3）	5,994
組合出資金等（*2）（*3）	7,188
合 計	13,183

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。また、持分法適用の関連法人等の株式74百万円を含んでおります。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。また、非連結子会社への出資金2,132百万円等を含んでおります。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式9百万円及び組合出資金227百万円の減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,369百万円
退職給付引当金	10,863
有価証券償却	4,816
その他	9,399
繰延税金資産小計	46,448
評価性引当額	△5,840
繰延税金資産合計	40,608
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△62,092
退職給付信託設定益	△6,066
その他	△1,877
繰延税金負債合計	△70,036
繰延税金負債の純額	△29,428百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,242円14銭
1株当たりの当期純利益金額	87円47銭

(ストック・オプション等関係)

(1) スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 73百万円

(2) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名					
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 67,000株	普通株式 66,000株	普通株式 89,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年7月18日	平成21年7月24日	平成22年7月23日	平成23年7月22日	平成24年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	同左	同左	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	同左	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	平成19年7月28日から 平成44年7月27日まで	平成20年7月19日から 平成45年7月18日まで	平成21年7月25日から 平成46年7月24日まで	平成22年7月24日から 平成47年7月23日まで	平成23年7月23日から 平成48年7月22日まで	平成24年7月25日から 平成49年7月24日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

・ストック・オプションの数

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
権利確定前						
前連結会計年度末	—	—	—	—	100,000株	—
付与	—	—	—	—	—	100,000株
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	100,000株	—
未確定残	—	—	—	—	—	100,000株
権利確定後						
前連結会計年度末	56,000株	55,000株	89,000株	100,000株	—	—
権利確定	—	—	—	—	100,000株	—
権利行使	9,000株	9,000株	13,000株	21,000株	20,000株	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	47,000株	46,000株	76,000株	79,000株	80,000株	—

・単価情報

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	781円	781円	781円	781円	781円	—
付与日における公正な評価単価(注)	1,153円	1,057円	875円	704円	709円	743円

(注) 1株当たりに換算して記載しております。

(3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成24年Stock・オプション
株価変動性(注1)	30.7%
予想残存期間(注2)	4年
予想配当(注3)	13.5円/株
無リスク利子率(注4)	0.1%

- (注) 1. 予想残存期間4年に対応する期間(平成20年7月から平成24年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去10年間に退任された取締役の退任時年齢の平均と現取締役の現在年齢の平均との差を予想残存期間とする方法で見積っております。
3. 平成24年3月期の配当実績
4. 予想残存期間に対応する国債の利回り

(4) Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

1. 当行持分比率の引上げ

平成24年4月27日、当行は静銀リース株式会社及び静銀ディーシーカード株式会社の株式を少数株主より直接買い取り、また、静銀信用保証株式会社及び静岡コンピューターサービス株式会社はそれぞれ少数株主より自己株式を取得しました。これにより、当行の持分比率が上昇しました。

2. 企業結合

当行及び当行連結子会社の静銀経営コンサルティング株式会社(以下「静銀経営コンサルティング」という。)は共通支配下の取引等として以下を行いました。

(1) 企業結合の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
名称 静銀経営コンサルティング
事業の内容 経営コンサルティング業
- ② 企業結合を行った主な理由と取引の概要
高度化・多様化するお客さまのニーズに対応するためシナジー効果を拡大しグループ経営をより迅速・効果的に行うことを目的として、当行を完全親会社、静銀経営コンサルティングを完全子会社とする株式交換を行いました。
- ③ 企業結合日
平成24年6月29日
- ④ 企業結合の法的形式
株式交換
- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得原価	2,169百万円	(内訳)	自己株式	2,166百万円
			取得に直接要した費用	3百万円

② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

A 株式の種類別の交換比率

静銀経営コンサルティングの普通株式1株に対して、当行の普通株式176株を割当て交付しております。

B 交換比率の算定方法

株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当行は株式会社KPMG FASを、静銀経営コンサルティングは仰星監査法人を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し算定を依頼しました。かかる算定結果を参考に、当行及び静銀経営コンサルティングで株式交換について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

C 交付株式数

2,648,800株

③ 発生したのれんの金額及び発生原因並びに償却方法

A 発生したのれんの金額

963百万円

B 発生原因

結合当事企業にかかる当行持分増加額と取得原価との差額による。

C 償却方法

当期に一括償却

3. 負ののれん発生益

上記1. 及び2. の結果間接的に生じる当行持分比率の引上げにより、負ののれん13,863百万円が発生し、上記2. に記載したのれん963百万円を差し引いて、負ののれん発生益は12,899百万円となりました。

(重要な後発事象)

1. 2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

当行は、平成25年4月9日開催の取締役会において2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成25年4月25日に払込が完了しております。その概要は次のとおりであります。

(1) 社債の名称

株式会社静岡銀行2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

(2) 発行価額(払込金額)

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額100,000米ドル)

(3) 発行価格(募集価格)

本社債の額面金額の102.5%

(4) 発行価額の総額(払込金額の総額)

5億米ドル

(5) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(6) 担保・保証の有無

本社債は、担保又は保証を付さない。

(7) 社債の払込期日及び発行日

平成25年4月25日

(8) 償還期限等

平成30年4月25日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。その他、発行要項に一定の場合に繰上償還及び買入消却の定めがある。

(9) 新株予約権に関する事項

① 新株予約権の総数

5,000個

② 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記⑥記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 新株予約権の割当日

平成25年4月25日

④ 新株予約権の行使期間

平成25年5月10日から平成30年4月11日まで(行使請求受付場所現地時間)

⑤ 新株予約権の行使に際して払い込むべき額

各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

⑥ 転換価額

13.46米ドル (当初)

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
発行要項に一定の定めがある。
- ⑨ 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (10) 調達資金の使途
本新株予約権付社債の発行による手取金は、米ドル建の貸出金に平成25年度中に充当する予定である。
- (11) 上場金融商品取引所
本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

2. 自己株式の取得

当行は、平成25年4月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について次のとおり決議いたしました。

- (1) 取得対象株式の種類 当行普通株式
- (2) 取得する株式の総数 20,000,000株（上限）
- (3) 株式の取得価額の総額 26,000百万円（上限）
- (4) 取得期間 平成25年4月10日から平成25年6月21日まで